

南魚沼市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

南魚沼市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . .
2. 目標 . . .
3. 計画の期間 . . .
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . .
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . .

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における働き方改革を推進するため、令和元年12月11日付で改正「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）」が公布され、令和2年1月17日付で給特法第7条の規定により、文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「指針」という。）が告示された。

指針第4(1)においては、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対し、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めることが、講ずべき措置として規定されている。

このことから、南魚沼市においても、市立学校における働き方改革の取組の一環として、学校に勤務する職員の勤務時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、「南魚沼市における教育職員の勤務時間の上限に関する方針（以下、「方針」という。）」を策定し、令和3年4月施行した。

この度、令和7年6月の給特法改正に伴い、サービスを監督する教育委員会において、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定等が義務付けられ、学校に対してその円滑な実施に必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めることとされている。

教育職員一人一人が児童生徒とじっくり向き合い、心を通わせた教育活動を推進するために、教育職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもてるような職場環境を実現する。

(2) 本市の現状と課題

- ・ 本市では、令和3年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南魚沼市における教育職員の勤務時間の上限に関する方針」及び「南魚沼市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- ・ 顔認証システムの導入による客観的な在校時間の把握と実態に応じた職員面談の実施、改善策への取組を繰り返している。
- ・ 一部の学校に試験的に導入していた学校電話の自動応答システムを令和6年途中から全市立学校に導入し、夜間・早朝の電話対応をしないこと

とした。これに伴い、既存のメール配信システムや新たに導入した保護者連絡システムを活用して欠席連絡等を受け付けるなどして、保護者対応に係る負担軽減を図ってきた。

- ・ 保護者啓発文書を年2回定期的に発出し、学校の働き方改革への理解を促す取組も継続している。
- ・ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月36.3時間	31.7%	2.9%
中学校	月44.3時間	55.4%	15.4%

- ・ 小学校においては、県平均に近づきつつある。しかし、中学校においては、年平均こそ45時間以内に収まっているが、依然半数を超える教育職員が、時間外在校等時間45時間を超えている。また、80時間を超える職員も多い。このことは、生徒指導や部活動に係る業務が多く、その担当者の負担が大きくなっていることを表している。
- ・ 令和6年度ストレスチェックの結果では、ストレス要因として、「対処困難な児童・生徒への対応」、「事務的な業務量」、「保護者対応」の順に高い結果となっている。
- ・ 初任者～勤務年数6年(1校目、2校目)の若年層教職員の比率が大きい。若年層教職員は不慣れな業務について、学年主任や分掌主任等経験豊富な教職員からの指導・支援・助言を受けながら業務遂行しており、ともに時間外在校時間が長くなる傾向にある。
- ・ 業務量が多くなる傾向にある分掌における人員配置の見直しや適切な業務分担、関係機関や地域学校協働本部の機能の一層の活用、休日の部活動の地域展開などをはじめとした業務改善をさらに進めることで、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- ・ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

(%)

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
小学校	68.3	70.0	80.0	90.0	100	100
中学校	44.6	60.0	70.0	80.0	90.0	100

- 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(時間)

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
小学校	36.3	35	34	32	30	30
中学校	44.3	38	36	34	32	30

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 12 日以上にする。

(日)

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
全学校	-	8	9	10	11	12

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少させる。

(%)

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
全学校	13.5	13	12	11	10	10

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 12 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 課題解決のための重点的な取組

- ① 支援が必要な児童生徒及び家庭への対応について
 - ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談担当指導主事等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。必要に応じて関係機関と学校との連携に関する研修を実施する。
 - ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 首長部局とも連携し、教育委員会等の行政機関の責任において苦情等に対応できる体制を構築する。
- ② 部活動の地域展開について
 - ◆ 部活動（「3分類」⑬）関係）
 - ・ 8年度初からの休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
 - ・ 部活動改革検討委員会を引き続き年に4回程度開催し、休日部活動地域展開の実施状況を確認するとともに、平日部活動の地域展開について令和13年度までに実施の方向で検討する。
 - ・ 地域展開するまでの間の平日部活動については、引き続き南魚沼市・湯沢町部活動基本方針を遵守した活動とするとともに、部活動指導員の配置拡充等を進める。また、地域クラブとの協議を継続し、地域展開を順次進める。
- ③ 若年層教職員への支援について
 - ・ 丁寧な指導・支援・助言が重要となる若年層教職員への支援については、年間授業時数の適正化を一層図ることにより、勤務時間内で行われるよう時間確保する。
 - ・ 採用2年目・3年目支援のための指導主事を採用し、学習指導、学級経営、児童生徒・保護者対応等について助言し、指導力の向上を図る。
- ④ 学校運営協議会及び地域学校協働本部の活用
 - ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 学校運営協議会を年3回以上開催することとし、熟議を通して学校課題の解決について検討することとする。
- ・ 中学校区ごとの本部推進員連絡会を開催し、本部内での連携を促進し、保護者・地域住民の積極的な参画を推進する。
- ・ 年1回、学校の管理職及び担当職員、学校運営協議会委員、地域コーディネーターが集う全体研修会を開催し、情報共有と連携体制の構築を図る。

(2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民主体の通学路の見守り活動を推進する。児童生徒が学校に登校する時刻については、地域の実情を踏まえつつ、業務改善につながる検討を進める。また、登下校に関する問題行動等について、保護者及び地域住民の組織において解決することが原則となるよう働きかける。
- ◆ 児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等について、首長部局との協議を進める。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
 - ・ 事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な参画を推進する。
- ◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
 - ・ 市が委託する業者・ICT支援員が、市教育委員会及び学校と連携を図りながら保守管理を行う。
- ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 学校プールについては、共同利用の推進や公共プールの活用など、学校職員の負担を軽減する取組について検討する。

- ◆ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・ 特定の職員に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進する。
- ◆ 校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・ 床のワックスがけについては、校務員による共同作業の実施を推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
 - ・ 食に関する指導については栄養教諭等が対応するなど、教諭の負担を軽減する。
- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフの全校配置を継続する。
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 学校司書、学校図書館事務員の配置を継続し、図書の整備及び活用に係る負担を軽減する。
- ◆ 進路指導の準備（「3分類」⑰関係）
 - ・ 進学先に関する情報収集等について、事務職員やスクールサポートスタッフとの協働を促進する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）
 - ・ 学校支援員、医療的ケア看護職員を必要数配置する。

（3）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後活動の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、研修のハイブリッド開催・オンデマンド視聴や共有フォルダの活用による業務の効率化を図るなど、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた

業務改善を推進する。

- ・ 勤務時間外の保護者等からの連絡については、留守番電話機能や連絡用アプリの活用を推進し、負担軽減を図る。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 学校の管理職及び市教育委員会は、時間外在校等時間の把握を確実にし、時間外在校等時間が継続的に 80 時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導が受けられる体制を構築する。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。(長期休業中におけるノー会議デーの設定、年間の年次有給休暇の取得 10 日以上を目標として設定)
- ・ 学校における定時退校日を定期的に設定するよう推進する。長期休業等の期間中に一斉閉校期間を設定する。
- ・ 長期休業中の早出遅出勤務制度について、積極的な活用を図る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、南魚沼市の公式WEBサイトで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域づくり協議会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。